

令和3年度

第4回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和3年7月13日

湯沢市農業委員会

#### 第4回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和3年7月13日(火) 午後2時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後2時12分

閉会 午後3時48分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
7番	杳澤 弥	16番	佐藤 栄子
8番	高橋 郁夫	17番	川崎 秀悦
9番	西村 一	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
10番	加藤 エリ子	19番	高橋 伸太郎(会長)

2) 欠席した委員

6番 宮原 正明

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席  
(午後2時12分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄

班 長 阿部 武彦

主 事 佐々木 健琉

## 5) 会議の提出案件

### 1 会務報告

### 2 報 告

#### ・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 農地法第4条第1項第8号届出

(4) 農地法第43条第1項の規定による届出（農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出）

(5) 申請許可状況

### 3 議 案

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 農業中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 2 時12分 委員総数19名中ただいまの出席委員は18名 であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会 いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、6 番 宮原 正明 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例に よりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、8 番 高橋 郁夫 委員、9 番 西村 一 委員、の兩名 を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかが でしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 5 件、議案 5 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席 していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨 に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は 2 件、面積1,983㎡であります。解約理由は、整理番号第34号は自作するため、整理番号第35号は貸人の都合によるとなっております。</p> <p>2 使用貸借契約合意解約通知は 1 件、面積1,169㎡であります。解約事由は第三者へ利用権設定するためとなっております。</p> <p>次に 3 農地法第 4 条第 1 項第 8 号届出であります。場所は字富士見 169-1、170、地目は田、面積は1,944㎡のうち122.40㎡であります。届出の事由は菌床しいたけハウス新設に伴う通路であります。</p> <p>次に 4 農地法第43条第 1 項の規定による届出であります。場所は字富士見169-1、170、地目は田、面積は1,944㎡のうち388.80㎡であります。届出の事由は菌床しいたけハウスを設置するためであります。</p> <p>議案書 3 ページから 4 ページをご覧ください。次に 5 申請許可状況であります。先月の転用案件は13件で、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった 4 条申請番号第 1 号、5 条所有権移転申請番号第 9 号、10号、14号、15号、16号は 6 月15日付けで許可し、5 条使用貸借権設定申請番号第 1 号、2 号、5 条賃貸借権設定申請番号第 1 号、2 号、5 条所有権移転申請番号第11号、12号、13号は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、6 月24日付けで許可しております。報告は以上です。</p>

議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和3年7月13日提出。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。賃貸借権設定は1件、面積6,831㎡であります。申請事由は、農業廃止のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書7ページをご覧ください。所有権移転は2件、面積691㎡であります。申請事由は、申請番号第10号は相手方の要望による、申請番号第11号は高齢による経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第20号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p>
<p>阿部班長</p>	<p>議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年7月13日提出</p> <p>議案書9ページから10ページをご覧ください。利用権設定は賃貸借権が5件、面積は52,843㎡であります。すべて新規の設定であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書11ページをご覧ください。利用権設定(開発事業計画)は1件、面積は6,663㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書12ページ、議案付属資料は4ページから11ページをご覧ください。開発事業計画についてであります。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。</p> <p>計画は、農産物の加工・販売を行っている法人が新たに農産物加工所を設置するものです。申請地は、三関地区センターから南へ約1.2km、JR三関駅から北へ約2.0kmに位置し、東・西・北側は田、南側は道路に隣接しております。農地区分は、農業振興地域内・農用地区域にありますが湯沢市農業振興地域整備計画の土地利用計画変更(農業施設用地)を申請し、受理されております。事業内容は、農産物加工所●㎡、進入路●㎡を整備するものです。事業費は、施設・建物建設経費●円、測量・</p>

	<p>登記経費●円、諸経費●円、計●円であります。計画については、申請土地は農業施設用地であり、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の別紙9の第1の2の(1)から(3)の項目を満たしていることから特に問題はないと考えます。</p> <p>そして、集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、現地確認結果について、2番 伊藤 秀郎 委員から報告願います。</p>
議長	<p>(2番 伊藤 秀郎 委員、挙手)</p> <p>2番 伊藤 秀郎 委員。</p>
2番	<p>議案第21号の開発事業計画の現地確認について報告いたします。</p> <p>6月25日、3番 瀬川 等 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、開発事業計画については特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議長	<p>説明及び報告が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
17番	<p>開発事業計画の案件の農産物加工所ではどのような加工品を製造するのか。</p>
阿部班長	<p>事業計画によるとセリの鍋セットを計画しております。</p>
議長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>



議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和3年7月13日提出。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）の配分計画案は2件、面積は4,892㎡です。すべて使用貸借権の移転です。移転事由は、移転する者は経営縮小で、移転を受ける者は経営拡張です。配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和3年7月30日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。農用地利用配分計画の案を承認することと致します。</p> <p>次に、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>(議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和3年7月13日提出。</p> <p>初めに5条使用貸借権設定申請番号第3号について説明させていただきます。議案書16ページ、議案付属資料は12ページから19ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。</p> <p>申請内容は、現在アパート住まいであるが、子供が生まれ現在の住居では手狭になることから、申請地を借り受けて一般住宅を建築するための転用であります。申請地は、湯沢市役所から南西へ約2.1km、市立湯沢南中学校から北へ約1.2kmに位置し、東・南・北側は宅地、西側は水路に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。事業計画は、造成工事等を行わず、住宅●㎡を建築するものです。事業費については、建物建設経費●円、測量・登記経費●円、計●円であります。被害防除計画は、住宅地に囲まれた農地であり、隣接地と高低差がなく</p>

近隣に被害を及ぼす危険性がないことから特に防除措置は行わないものです。汚水・生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていることから許可相当と考えます。

次に5条所有権移転申請番号第17号、18号について説明させていただきます。議案書17ページ、議案付属資料は20ページから29ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●m<sup>2</sup>であります。

申請内容は、事業の拡大により既存の資材置場が手狭になったこと、隣接地に同法人が利用する機材センターが存在することから、申請地を取得し資材置場を拡張するための転用であります。申請地は、自動車専用道路院内道路から西へ約0.1km、JR院内駅から南へ約3.3kmに位置し、東側は道路、西側は鉄道用地、南側は雑種地、北側は畑に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断いたしました。事業計画は、高さ●m、土量●m<sup>3</sup>の造成工事を行い、残土●m<sup>3</sup>、骨材●m<sup>2</sup>のスペースと通路●m<sup>2</sup>を整備するものです。事業費は、用地取得費●円、造成・整地経費●円、測量・登記経費●円、計●円であります。被害防除計画は、東・北側を法面保護で対応するものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第2種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成できる他の土地はなく、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるため、やむを得ないと判断しております。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、2番 伊藤 秀郎 委員から報告願います。

議長

(2番 伊藤 秀郎 委員、挙手)

2番 伊藤 秀郎 委員。

2番

議案第23号の現地確認について報告いたします。

	<p>6月25日、3番 瀬川 等 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてみました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用に当たっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第23号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
10番	<p>用地取得費のうち地目ごとの内訳の金額はいくらか。</p>
阿部班長	<p>申請書類からは内訳の金額は確認できません。</p>
議 長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第23号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第23号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。次に、議案第55号「湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>

阿部班長。

(議案第24号「湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について」を朗読)

阿部班長

議案第24号「湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について」湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)についての協議があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。令和3年7月13日提出。

議案書19ページをご覧ください。湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更は4件です。

はじめに、No.1の案件について説明いたします。参考資料は3ページから16ページをご覧ください。除外目的は自己住宅新築用地、所在は●、面積は●㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料3ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、事業計画者は現在、妻の実家に間借りして暮らしていますが、子供の成長により、いまの家では手狭になってきたため、独立して暮らすことを決め、住宅新築を計画したものであります。

建設地の選定にあたっては、義父母の老後のことも考え、妻の実家近くで農用地以外の土地を探したものの、所有者の承諾を得ることができず、やむを得ず事業計画者の義父が所有する農地の一部を選択したものでありますが、夫婦と子供が住む家の敷地としては必要最小限の面積であり、適当な規模であると判断しております。

また、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、近隣の白地を探したが、土地所有者との折り合いが付かず当該地以外には適地を見つけることができなかつたため、やむを得ないものと判断しております。

なお、周辺には既に複数の住宅があり、近隣住民へ迷惑を掛ける恐れも極めて低いと判断しております。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠については、農地法施行規則第33条第4号に該当するものと判断しております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は住宅地に隣接しており、特別農地を分断する

わけでもなく、農用地の集団化に支障はないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は住宅地に隣接しており、担い手等の農業経営者に影響を及ぼすことはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め土地改良施設への影響や排水については万全を期し、支障がないように対処することを確約し、改良区の指導に従うこととしているため問題はないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、直近の土地改良事業としては、平成4年6月12日に完了公告された県営雄平地区ほ場整備事業の受益地ではありますが、事業完了から8年以上経過しております。

次に、No.2の案件について説明いたします。参考資料は17ページから27ページをご覧ください。除外目的は資材置場及び駐車場、所在は●、面積は●㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料17ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、申出者は、仏具・神具や椀・盆などの木地製品の製造販売等を営んでいますが、事業の拡大に伴い、資材置場および業務車両と従業員の駐車場が手狭になっております。

当初、近くの白地の確保を目指したものの、土地所有者の同意を得られず交渉が不調に終わった経緯があり、やむを得ず当該地を選定しましたが、農用地区域であるため、拡張には除外が必要となったものです。

用途や通路及び雪寄せスペースを考えた必要最小限の面積であり、今後の作業の利便性向上と敷地内での安全な走行を確保するためには必要であると認められることから、当該申出地の規模は適当であると判断しております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、前述のとおり、拡張であるため隣接地以外にはなく、その全ては農用地区域であるため、やむを得ないものと判断しております。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠については、農地法施行規則第33条第4号に該当するものと判断しております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、既存の工場兼資材置場の真後ろの土地に拡張されるため、特別農地を分断するわけでもなく、農用地の集団化に支障はないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、既存の工場兼資材置場の真後ろの土地に拡張されるため、集積の支障や担い手等の農業経営者に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め土地改良施設への影響や排水については万全を期し支障がないように対処することを確約し、改良区の指導に従うこととしているため問題はないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、直近の土地改良事業としては、平成2年3月9日に完了公告された県営稲川2ほ場整備事業の受益地ではありますが、事業完了から8年以上経過しております。

次に、No.3の案件について説明いたします。参考資料は28ページから35ページをご覧ください。除外目的は植林、所在は●、面積は●㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料28ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、事業計画者は、漆器製造業を営んでおり、地場産漆を漆器製造に使用するため、ウルシの植栽に適した土地を探してきました。

国の研究機関である森林総合研究所から指導を受けながら、自然条件等がウルシの植栽に最適である当該地を選定しましたが、農用地区域内の農地だったため、除外する必要が生じたものであります。

植林本数と日あたりを確保するための植栽間隔等を鑑みると、申出面積は適当であると判断しております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断

した理由については、ウルシの植栽条件を満たす土地が当該地以外にはなく、やむを得ないものと判断しております。なお、民家とは離れた場所に存在しており、地域住民へ迷惑を掛ける恐れが極めて低いと判断しております。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠については、農地法施行規則第33条第4号に該当するものと判断しております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は集落端の農用地区域周辺部に位置するため、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は集落端の農用地区域周辺部に位置するため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在しません。なお、水路機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施しておりません。

次に、No.4の案件について説明いたします。参考資料は36ページから47ページをご覧ください。除外目的は資材置場及び駐車場、所在は●、面積は●㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料36ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、申出者は、主に土木工事とアスファルト舗装工事などの建設土木事業を営むほか、一般貨物自動車運送業を営んでおり、事業の拡大に伴い資材置場および業務車両の駐車場が手狭になっております。

用途や通路および雪寄せスペースを考えた必要最小限の面積であり、今後の作業の利便性向上と安全確保のためには必要であると認められることから、当該申出地の規模は適当であると判断しております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断



	<p>した理由については、前述のとおり、拡張であるため隣接地以外にはなく、その全て農用地区域であるため、やむを得ないものと判断しております。</p> <p>農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠については、農地法施行規則第33条第4号に該当するものと判断しております。</p> <p>第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、現有敷地の隣接地に拡張されるため、特別農地を分断するわけでもなく、農用地の集団化に支障はないものと判断しております。</p> <p>第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、現有敷地の隣接地に拡張されるため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。</p> <p>第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め土地改良施設への影響や排水については万全を期し支障がないように対処することを確約し、改良区の指導に従うこととしているため問題はないと判断しております。</p> <p>第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、直近の土地改良事業としては、平成7年3月31日に完了公告された県営岩崎地区ほ場整備事業の受益地であるが、事業完了から8年以上経過しております。</p> <p>説明は以上です</p>
<p>議長</p> <p>10番</p>	<p>議案第24号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>No.3の申請地の近くにはすでに試験的に植栽されたウルシの木があり、周辺の方でウルシにかぶれた方がいるという話を聞いた。今回の事業については、事業者は周辺の関係者、地域の農業委員と十分に協議の上、事業を計画する必要があると考える。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>暫時休憩します。 (午後3時13分)</p> <p>再開します。 (午後3時45分)</p>

<p>議 長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>他にご質問ありませんか。</p> <p>質問なしの声がありますので、議案第24号について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(16名挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>大多数挙手。議案第24号「湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について」は、No.3の案件に関し総会における意見を付した上で、異議ない旨を市長に送付することといたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後3時48分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和3年7月13日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 8番 高橋郁夫 

署名委員 9番 西村 